

平成30年 No.21

○国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

事務の所掌変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

事務の所掌変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年 5 月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第16号

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程（平成16年規程第34号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程の一部改正について

改正理由：事務の所掌変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (庶務) 第7条 選考会議の庶務は、総務部<u>総務課</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成30年5月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (庶務) 第7条 選考会議の庶務は、総務部<u>人事課</u>が処理する。 〔省略〕